

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例施行規則

(事務の委任)

第1条 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（平成21年神奈川県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務のうち、横浜市及び川崎市の区域以外の区域における事務は、保健福祉事務所に委任する。

- (1) 条例第16条第1項の規定により、施設管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は知事が指定した職員に、公共的施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させること。
- (2) 条例第17条の規定により、施設管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告すること。
- (3) 条例第18条第1項の規定により、公共的施設の名称等を公表すること。
- (4) 条例第18条第2項の規定により、施設管理者に意見を述べる機会を与えること。
- (5) 条例第19条の規定により、勧告に従わない施設管理者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずること。
- (6) 条例第24条第1項に規定する過料処分に関すること。

2 条例第24条第2項に規定する過料処分に関する事務は、受動喫煙防止対策指導員（以下「指導員」という。）に委任する。

(指導員)

第2条 前条第2項の事務を適切に実施するため、県に指導員を置く。

- 2 指導員は、知事が職員のうちから指定する。
- 3 前項の規定によるほか、知事は、前条第2項の事務を広域的又は機動的に処理する指導員を、保健福祉局保健医療部健康増進課及び保健福祉事務所に所属する指導員のうちから指定することができる。
- 4 前項の規定による指定は、受動喫煙防止対策指導員指定書（第1号様式）により行うものとする。
- 5 指導員は、前条第2項の事務を行う場合は、神奈川県受動喫煙防止対策指導員証（第2号様式）を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(分煙の方法)

第3条 条例第2条第7号の規定による第2種施設における公共的空間の分割は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 第2種施設の公共的空間のうち出入口、廊下、階段、エレベーター、便所その他当該第2種施設の利用者が共同して利用する区域（次号において「共同利用区域」という。）は、その全部を喫煙禁止区域とすること。
- (2) 第2種施設の公共的空間のうち共同利用区域以外の区域（以下この条において「役務提供区域」という。）の一部を喫煙禁止区域とすること。この場合において、喫煙区域と喫煙禁止区域とに分割すべき単位となる区域（以下この号において「分割区域」という。）は、次に掲げるところによる。
 - ア 役務提供区域において同一の役務を提供する複数の区画された区域がある場合は、当該区画された区域の総体を一の分割区域とすること。

イ 役務提供区域において種類の異なる複数の役務が提供されている場合は、当該複数の役務が提供されている区域のそれぞれを一の分割区域とすること。

2 前項第2号の規定にかかわらず、飲食店、ホテル、旅館その他これらに類する施設に設けられた団体の宿泊客その他の多数の者に飲食物を提供するための区画された区域が一つのみである場合は、当該区域を利用する者の選択に応じ、及びその利用する時間を限って、当該区域の全部を喫煙区域とすることができる。

(喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出を防止するための措置)

第4条 条例第11条に規定する規則で定める措置は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する措置又は当該措置と同等以上の効果を有する措置とする。

- (1) 喫煙区域又は喫煙所と喫煙禁止区域との境界に、たばこの煙を通過させない構造を有する壁、仕切り等を設けること。
- (2) 前号の壁、仕切り等に常時開放された開口部がある場合は、当該開口部において喫煙禁止区域から喫煙区域又は喫煙所の方向に0.2メートル毎秒以上の気流を生じさせること。
- (3) 喫煙区域又は喫煙所に、当該喫煙区域又は喫煙所において発生したたばこの煙を屋外に排出することができる設備を設けること。

(表示)

第5条 条例第15条第1項各号に掲げる表示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 条例第15条第1項第1号（条例第22条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の表示 第3号様式
- (2) 条例第15条第1項第2号の表示 第4号様式
- (3) 条例第15条第1項第3号の表示 第5号様式
- (4) 条例第15条第1項第4号の表示 第6号様式
- (5) 条例第15条第1項第5号の表示 第7号様式
- (6) 条例第15条第1項第6号の表示 第8号様式

(立入調査に係る職員の指定)

第6条 条例第16条第1項に規定する知事の指定した者は、指導員とする。

2 条例第16条第2項に規定する知事の指定した者の身分を示す証明書は、第9号様式とする。

(公表)

第7条 条例第18条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公共的施設の名称
- (2) 公共的施設の所在地
- (3) 違反の事実
- (4) 勧告の内容
- (5) その他知事が必要と認める事項

2 条例第18条第1項の規定による公表は、神奈川県公報に登載するほか、広く県民に周知させる方法により行うものとする。

(認定の申請等)

第8条 条例第20条第2項の規定による申請は、適用除外施設認定申請書（第10号様式）により行わなければならない。

2 適用除外施設認定申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第20条第1項第1号に該当する施設として認定を受けようとする場合 次に掲げる書類
 - ア 当該施設の利用に関する規約、当該施設を利用する者の名簿その他の専ら特定の成人のみが利用することができる施設であることを確認できる書類
 - イ その他知事が必要と認める書類
- (2) 条例第20条第1項第2号に該当する施設として認定を受けようとする場合 次に掲げる書類
 - ア 商品の棚卸しの状況等が分かる帳簿書類の写し
 - イ 商品の陳列の状況を示す店舗内の写真及び見取図
 - ウ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第22条第1項の規定による許可を受けていることを証する書類の写し（たばこの販売業を営む店舗の場合に限る。）
 - エ その他知事が必要と認める書類

（地位の承継）

第9条 条例第20条第1項の規定による認定を受けた公共的施設の施設管理者について相続、合併又は分割（当該事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該施設管理者の地位を承継する。

2 前項の規定により条例第20条第1項の規定による認定を受けた公共的施設の施設管理者の地位を承継した者は、速やかに適用除外認定施設承継届（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

（弁明の機会の付与の方式等）

第10条 条例第24条の規定による過料処分に係る弁明は、弁明を記載した書面（同条第2項の規定による過料処分の場合にあつては、弁明書（第12号様式））（以下「弁明書」と総称する。）を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

第11条 条例第24条の規定による過料処分に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の3の規定による告知及び弁明の機会の付与は、当該過料処分の名宛人となるべき者に対し、弁明書の提出期限の7日前までに、次に掲げる事項を記載した書面（条例第24条第2項の規定による過料処分の場合にあつては、弁明通知書（第13号様式））により行わなければならない。

- (1) 予定される過料処分の内容及び根拠となる条例の条項
- (2) 過料処分の原因となる事実
- (3) 弁明書の提出先及び提出期限

2 前項の規定により書面の交付を受けた者（以下「弁明者」という。）は、やむを得ない理由があるときは、弁明書の提出期限の変更を知事、保健福祉事務所長又は指導員（以下「行政庁」という。）に申し出ることができる。

3 行政庁は、前項の申出又は職権により弁明書の提出期限を変更することができる。

4 行政庁は、前項の規定により弁明書の提出期限を変更したときは、その旨を弁明者に通知しなければ

ばならない。

(弁明書が提出されない場合等の措置)

第12条 行政庁は、弁明者が、弁明書の提出期限までに弁明書を提出しない場合又は弁明書の提出期限の到来する日前に弁明を行わない旨を申し出た場合は、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。

(過料処分の通知)

第13条 知事又は保健福祉事務所長は、条例第24条第1項の規定による過料処分を行う場合は、当該過料処分の名宛人となるべき者に対し、当該過料処分の理由を示した書面により、その旨を通知するものとする。

2 指導員は、条例第24条第2項の規定による過料処分を行う場合は、当該過料処分の名宛人となるべき者に対し、過料処分決定通知書（第14号様式）により、その旨を通知するものとする。

(書類の経由)

第14条 条例第20条第2項の規定による申請及び第9条第2項の規定による届出は、その公共的施設の所在地を所管する保健福祉事務所長を経由しなければならない。ただし、知事が必要がないと認める場合は、この限りでない。

(実施細目)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項から第5項までの規定 平成21年8月1日

(2) 第1条第1項第6号及び同条第2項並びに第10条から第13条までの規定（第2種施設に係る部分に限る。） 平成23年4月1日

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に施設管理者が第5条各号に定める様式に準ずる表示を行っている場合における当該表示は、当分の間、同条の規定による表示とみなす。

3 条例附則第2項の規定による申請については、第8条の規定の例による。

4 条例附則第3項の規定による認定を受けた者に係る地位の承継については、第9条の規定の例による。

5 前2項の規定によりその例によることとされる規定による申請及び届出に係る書類の経由については、第14条の規定の例による。

附 則（平成22年3月30日規則第16号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(様式の作成に係る経過措置)

70 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則


この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の第 2 号様式による神奈川県受動喫煙防止対策指導員証及び改正前の第 9 号様式による身分証明書は、それぞれ改正後の第 2 号様式による神奈川県受動喫煙防止対策指導員証及び改正後の第 9 号様式による身分証明書とみなす。

受動喫煙防止対策指導員指定書

(氏名)
(指定内容) 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例施行規則第2条第3項の規定により、次の期間において、神奈川県保健福祉局保健医療部健康増進課（神奈川県保健福祉事務所）所管の神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例第24条第2項に規定する過料処分に関する事務を処理する職員に指定する。 期間 年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日
神奈川県知事印

第 号	神奈川県受動喫煙防止対策指導員証	
写 真		所属 職名 氏名
上記の者は、神奈川県受動喫煙防止対策指導員であることを証明する。		
年 月 日		
神奈川県知事印		

- 備考 1 県のマークは白抜きとし、文字は黒色とする。
2 写真は縦2.5センチメートル、横1.8センチメートルとする。

(裏)

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（抜粋）	
(罰則)	
第24条 略	
2 第8条の規定に違反して喫煙禁止区域において喫煙をした者は、2万円以下の過料に処する。	
神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例施行規則（抜粋）	
(事務の委任)	
第1条 略	
2 条例第24条第2項に規定する過料処分に関する事務は、受動喫煙防止対策指導員（以下「指導員」という。）に委任する。	
(指導員)	
第2条 略	
2～4 略	
5 指導員は、前条第2項の事務を行う場合は、神奈川県受動喫煙防止対策指導員証（第2号様式）を携帯し、関係者に提示しなければならない。	



禁 煙

NO SMOKING

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例
に基づく禁煙の表示

備考 マークの部分のうち、たばこの絵の部分以外の部分の色は、赤とする。



備考 右側のマークの部分のうち、たばこの絵の部分以外の部分の色は、赤とする。



喫煙区域

SMOKING AREA

受動喫煙防止のため、
未成年者は立入りできません。

**Minors may not enter this area
to prevent exposure to secondhand smoke**

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例
に基づく喫煙区域の表示



喫 煙 所

SMOKING SECTION

受動喫煙防止のため、
未成年者は立入りできません。

**Minors may not enter this area
to prevent exposure to secondhand smoke**

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例
に基づく喫煙所の表示

受動喫煙防止条例 適用除外認定施設

**EXEMPTED INSTITUTION
FROM THE ORDINANCE**

受動喫煙防止のため、会員以外の方
及び未成年者は立入りできません。

MEMBERS ONLY

**Minors may not enter this area
to prevent exposure to secondhand smoke**

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例
に基づく適用除外認定施設の表示

受動喫煙防止条例 適用除外認定施設

EXEMPTED INSTITUTION FROM THE ORDINANCE

受動喫煙防止のため、
未成年者は立入りできません。

**Minors may not enter this area
to prevent exposure to secondhand smoke**

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例
に基づく適用除外認定施設の表示

第 号	身 分 証 明 書	
写 真		所属 職名 氏名
上記の者は、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例第16条に規定する立入調査等の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日	神奈川県知事	

- 備考 1 県のマークは白抜きとし、文字は黒色とする。
2 写真は縦2.5センチメートル、横1.8センチメートルとする。

(裏)

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（抜粋）

（立入調査等）

第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、施設管理者に対し、受動喫煙の防止に関する取組の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又はその指定した職員に、公共的施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 略

（罰則）

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第16条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 略

2 略

適用除外施設認定申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

住所
氏名
電話番号

（法人にあつては、
事務所等の所在地、
名称及び代表者氏名）

印

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（以下「条例」という。）第20条第1項の規定による認定を受けたいので、次のとおり申請します。

該 当 条 項	<input type="checkbox"/> 条例第20条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 条例第20条第1項第2号	
施 設 の 所 在 地		
施 設 の 名 称	電話番号	
施 設 の 概 要	建 物 の 構 造	造り
	延 べ 床 面 積	平方メートル
	営 業 開 始 年 月 日	年 月 日
	施 設 の 利 用 状 況	

備考 1 この申請書には、次の書類を添付してください。

- (1) 条例第20条第1項第1号該当の場合 当該施設の利用に関する規約、当該施設を利用する者の名簿その他の専ら特定の成人のみが利用することができる施設であることを確認できる書類
- (2) 条例第20条第1項第2号該当の場合
 - ア 商品の棚卸しの状況等が分かる帳簿書類の写し
 - イ 商品の陳列の状況を示す店舗内の写真及び見取図
 - ウ たばこ事業法第22条第1項の規定による許可を受けていることを証する書類の写し（たばこの販売業を営む店舗の場合に限る。）
- 2 施設の利用状況の欄は、条例第20条第1項第1号該当の施設の場合に記入してください。
- 3 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

適用除外認定施設承継届

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
氏 名
電話番号

（ 法人にあつては、
事務所等の所在地、
名称及び代表者氏名 ）

㊟

年 月 日付け 号で認定を受けた次の施設の施設管理者の地位を承継することとなつたので届け出ます。

認 定 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
認定を受けた施設の名称	
承 継 の 理 由	
承 継 年 月 日	年 月 日
備 考	

- 備 考 1 施設管理者の地位の承継の原因を示す書類を添えてください。
2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

住所 氏名	年 月 日 神奈川県受動喫煙防止対策指導員
様 神奈川県受動喫煙防止対策指導員 印 弁明通知書	
あなたの次の喫煙行為は、喫煙禁止区域における喫煙を禁止する神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例第8条の規定に違反しますので、同条例第24条第2項の規定により、過料処分の対象となります。	
つきましては、弁明の機会を付与しますので、弁明書を提出されるよう通知します。	
なお、弁明書を提出しない場合は、この場で過料処分を行いますので、その旨を申し出てください。	
違反日時	年 月 日 午前・午後 時 分
違反場所	公共的施設の名称等（ ）
違反行為の態様	喫煙禁止区域の表示 有（ ）付近）・無 喫煙器具類の設置 有（ ）・無 施設管理者の違反 有（ ）・無 その他 []
弁明書の提出期限	年 月 日（必着）
弁明書の提出先	この通知をした受動喫煙防止対策指導員 あて先 〒 電話番号
上記違反事実について、 <input type="checkbox"/> 弁明はありませんので、その旨を申し出ます。 <input type="checkbox"/> 弁明がありますので、提出期限までに弁明書を提出します。 住所 氏名 （自署）	

備考 1 あなたが提出期限までに弁明書を提出しなかった場合又は弁明書を提出しても弁明に理由があると認められなかった場合には、後日、過料処分を行い、過料処分決定通知書を送付しますので、この場合の過料は、同封の納付書を用いて、指定された期限までに納付してください。

2 やむを得ない理由により弁明書の提出期限を変更したい場合は、その旨を弁明書の提出先となっている受動喫煙防止対策指導員に申し出てください。

第 年 月 日 号

住所 氏名 様

神奈川県受動喫煙防止対策指導員



過料処分決定通知書

あなたは、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例第8条の規定に違反し、次のとおり喫煙禁止区域内において喫煙をしましたので、同条例第24条第2項の規定に基づき、金 円の過料に処します。

この過料は、 年 月 日までに、この通知書とともに交付した（この通知に同封した）納付書により、金融機関でお支払いください。

なお、この過料の支払いをこの場で済ませたい方（この通知書を受動喫煙防止対策指導員から直接交付を受けた方に限ります。）は、現金によるお支払いもできますので、その旨を申し出てください。

違反日時	年 月 日 午前・午後 時 分
違反場所	公共的施設の名称等（ ）
違反行為の態様	喫煙禁止区域の表示 有（ ）・無（ ） 喫煙器具類の設置 有（ ）・無（ ） 施設管理者の違反 有（ ）・無（ ） その他（ ）

（教示）

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記1の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。